

後期高齢者医療制度

対象となる人(被保険者)

- ① 75歳以上の人
※ 75歳の誕生日から対象
- ② 65歳以上で一定の障がいがあり、申請により
三重県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

【後期高齢者医療制度のポイント】

- 医療機関窓口での負担割合は原則として1割、現役並み所得者は3割
- 資格取得日をもって国民健康保険や被用者保険などから移行
- 保険料は所得などにより異なり、原則として年金からの天引き
- 制度の運営は三重県後期高齢者医療広域連合が行う
- 申請書受付や保険証交付等の業務、保険料の徴収などは市が行う



8月から使える被保険者証を送付します

ピンク色から
若草色に変わります

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	99999999	平成31年 7月31日
住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
ミエ タロウ	性別	男
氏名	三重 太郎	
生年月日	昭和 年 月 日	発効期日
資格取得日	平成 年 月 日	交付日
一部負担金の割合	〇割	
保険者番号	39249999	
保険者名	三重県後期高齢者医療広域連合	

被保険者証 見本

- 被保険者1人に1枚、若草色の被保険者証を交付します。
- 毎年8月の更新とし、7月下旬に新しい被保険者証を三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留で送付します。

<ご利用にあたって>

- ・8月1日(水)以降、医療機関や薬局の窓口では、新しい被保険者証(若草色)を提示してください。
- ・紛失したり、汚したり、記載内容に変更があったりしたときは、速やかに次の部署へ届け出て再交付を受けてください。
 - ▷市民課医療年金グループ(市役所)
 - ▷地域観光課地域サービスグループ(関支所)

平成30年度保険料額決定通知書を送付します

- 保険料は、被保険者一人ひとりに対して保険料を算定して賦課します。
- 7月中旬に「保険料額決定通知書」を市から送付します。

<年間保険料の算出方法>

- 保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計で算出します。
- ・「均等割額」…被保険者全員が均等に負担(一律42,965円)
 - ・「所得割額」…被保険者の所得(平成29年分)に応じて負担

均等割額
42,965円

+

所得割額
(前年の総所得 - 33万円) × 8.86%

=

一人あたりの保険料(年額)
(上限62万円)

保険料の軽減措置があります

<所得の低い世帯に属する人に対する軽減>

▼均等割額の軽減

所得の合計が以下の金額の世帯 (同一世帯の被保険者と世帯主)	軽減割合	軽減後の保険料 (年額)
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が 80万円以下(そのほかの各種所得がない)	9割	4,296円
33万円以下	8.5割	6,444円
(33万円+被保険者の数×27.5万円)以下	5割	21,482円
(33万円+被保険者の数×50万円)以下	2割	34,372円

▼所得割額の軽減

※世帯間の負担の公平を図るため、平成29年度から段階的に見直され、平成30年度より廃止されました。

<被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減>

・資格取得日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

※所得の低い世帯に属する人に対する軽減(9割または8.5割軽減)に該当する人はそちらを優先して適用

※被用者保険とは、企業の健康保険組合による健康保険、公務員の共済組合などをいい、市町国民健康保険、国民健康保険組合を含まない。

忘れずに保険料を納付しましょう

○原則として、年金からの天引き(特別徴収)となります。

<特別徴収の納期>

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

○年金の受給額が年額18万円未満など、一定の基準により特別徴収されない人は、7月から毎月末を納期として全9期で納める普通徴収(口座振替または納入通知書で納付)となります。

<普通徴収の納期>

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

**保険料の納付が困難なときは、
ご相談ください!**

納期限を過ぎると、督促状を発行します。それでも納付されない場合は、通常の保険証より有効期間が短い「短期被保険者証」を交付します。

納期限内の納付が困難なときは、市民課医療年金グループへご相談ください。

年に1回 後期高齢者健康診査を受診しましょう ～生活習慣病の早期発見や介護予防のために～

後期高齢者健康診査の受診券を、三重県後期高齢者医療広域連合から順次送付しています。

受診券送付スケジュール

- 4月末時点の被保険者…6月下旬に送付済み
- 5月～7月中に被保険者になる人…8月下旬に送付
- 8月中に被保険者になる人⇒9月下旬に送付

対象者

平成30年8月31日までに被保険者になる人

受診期間 平成30年7月～11月

受診方法 受診券が届いた後、同封の健診案内などを確認の上、医療機関へお申し込みください。

自己負担額 住民税課税世帯の人…500円
住民税非課税世帯の人…200円



問合せ 市民課医療年金グループ(☎84-5005)、三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)